

「令和4年6月24日付課法2-14ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」(法令解釈通達)の趣旨説明」正誤表

	正	誤
【新設】2-3-21の4(資産調整勘定対応金額等の計算が困難な場合の取扱い)	・見出し (<u>資産調整勘定対応金額等</u> の計算が困難な場合の取扱い)	・見出し (<u>時価純資産価額</u> の計算が困難な場合の取扱い)